

(基本目標4) 潤いと安らぎがある、住み続けたいまち

1. 環境保全区域

越谷市環境条例第30条に基づく環境保全区域として、昭和62年3月に次の2箇所を指定しています。

○宮内庁埼玉鴨場周辺

宮内庁埼玉鴨場は、宮内庁が管理する鴨場で、現在は賓客の接遇の場として利用されています。埼玉鴨場の自然環境を中心に、周辺の大林寺の文化歴史環境、さらに隣接の北越谷第五公園、元荒川河畔を含めた区域約17.8haが、「市民に憩いと安らぎを与える水辺及び緑などの優れた自然環境が形成されている区域」として指定されています。

地区	所在地	面積 (㎡)
宮内庁埼玉鴨場	大林1番地外217筆	※99,154
大林寺	大林29-1外2筆	1,957
北越谷第五公園	北越谷五丁目482番地	15,170
元荒川河畔	隣接する河畔約880m	約62,000

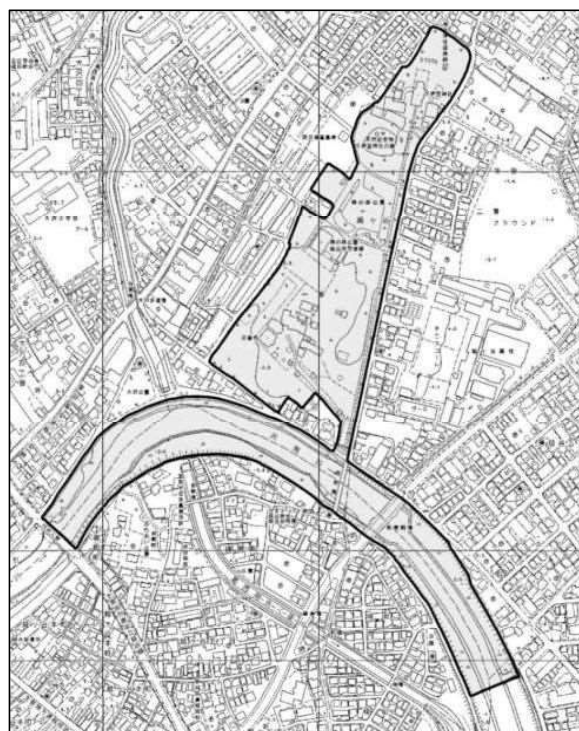
※公簿上の面積の合計。宮内庁埼玉鴨場面積は約11.6haとされていますが、環境保全区域では公簿面積を区域面積としています。



○越ヶ谷久伊豆神社周辺

越ヶ谷久伊豆神社と天嶽寺の文化歴史環境と、越ヶ谷久伊豆神社の社叢と越ヶ谷アリタキ植物園(指定時はアリタキアーボレータム)の自然環境、さらに元荒川と緑の森公園(指定時は公園予定地)を含めた区域約8.5haが、「地域の歴史の変遷を知り、地域を特徴づけるうえで重要な社寺若しくは遺跡又は伝統的家並みなど及びこれらの歴史的遺産と結びついた優れた景観を有する区域」として指定されています。

地区	所在地	面積 (㎡)
越ヶ谷久伊豆神社	越ヶ谷1697番地外9筆	18,331
天嶽寺	越ヶ谷2549番地外24筆	24,107
越ヶ谷アリタキ植物園	越ヶ谷2562番地外17筆	8,121
緑の森公園外	越ヶ谷2579番地外31筆	10,815
元荒川河畔	隣接する河畔約370m	約24,000



2. 鳥獣保護区

埼玉県の指定鳥獣保護区として、市内では2箇所が指定されています。鳥獣保護区とは、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、指定されたものであり、狩猟による鳥獣の捕獲等が禁止されています。また、越谷市全域が特定猟具使用禁止区域（銃）として指定されており、銃猟が禁止されています。

越谷市における鳥獣保護区

番号	名称	場所	面積 (ha)	期限	指定
27	越谷	宮内庁埼玉 鴨場周辺	145	R9.10.31	昭37
62	大吉	大吉調節池	10.3	R6.10.31	平16



図：令和2年度埼玉県鳥獣保護区等位置図より抜粋

3. 文化財・市の天然記念物等

越谷市には国重要文化財1件、国指定1件、県指定7件、市指定64件の計73件の指定文化財があります。そのうち天然記念物は国指定の越ヶ谷のシラコバト、県指定の久伊豆神社のフジなど、12件が指定され、市ではこれらの保護や維持管理に関する取り組みを支援しています。

市の天然記念物

指定区分	名称	所在地	指定年月日
国	越ヶ谷のシラコバト	越谷市周辺	S31.1.14
県	久伊豆神社のフジ	越ヶ谷 1700	S16.3.31
市	林泉寺駒止のマキ	増林 3818	S42.1.11
市	ラクウショウ	越ヶ谷 2566	S42.1.11
市	有瀧家のタブノキ	中町 8-26	S42.1.11
市	大聖寺のタブノキ	相模町 6-442	S58.3.31
市	浅間神社のケヤキ	中町	S58.3.31
市	中村家のイチヨウ	東越谷	S58.3.31
市	聖徳寺のイチヨウ	北川崎 18	S59.9.27
市	森家のイチヨウ	平方	H1.3.31
市	田中家のクスノキ	川柳町	S62.1.29
市	中村家のクスノキ	大成町	S63.2.27

市の記念物（名勝）

指定区分	名称	所在地	指定年月日
市	久伊豆神社 社叢	越ヶ谷 1700	S42.1.11

4. 景観

4-1 ポイ捨て・不法投棄の防止

各団体が行った清掃活動等により集められたごみや不法投棄物の収集・処理を行うとともに、ポイ捨て禁止及び飼い犬のふんの放置防止、不法投棄禁止の啓発看板を設置・配布することにより、地域の快適な生活環境を確保し、清潔で美しい街づくりの推進を図っています。

収集件数

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
自治会清掃件数	368	363	372	372	※252
不法投棄件数	1,120	959	888	772	706

※令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施回数が少なくなっています。